

令和9年度 社会福祉活動助成金の要望について

社会福祉活動助成金は、共同募金配分金を財源としています。令和9年度共同募金運動の目標額設定の基になる要望を受け付けます。要望をもとに計画を立て募金運動、助成を実施します。

助成対象

加古川市内に所在する福祉施設、福祉団体、NPO 法人等
※受配要望は、1 法人につき 1 施設 1 事業のみとします。

助成内容

加古川市内で実施する次の①から④のいずれかの地域福祉活動、かつ、加古川市民に還元される公益的な活動

- ① 高齢者を対象とする活動
- ② 障がい児・者を対象とする活動
- ③ 乳幼児・児童・青少年を対象とする活動
- ④ その他、住民全般の地域課題を解決するための活動

助成金額

1 施設・団体 上限 100,000 円

- ※助成は、経費の 7/10 以下としますので、自己資金が必要です。
- ※令和8年度共同募金配分金実績額の範囲内で助成額を決定します。
- ※1,000 円未満の端数は、切り捨てます。

活動対象期間

令和9年4月1日(木) ~ 令和10年3月31日(金)

要望期間

令和8年4月1日(水) ~ 5月29日(金)

要望方法

以下の書類を社会福祉協議会の窓口に提出してください。

- ① 社会福祉活動助成金 要望書（様式第1号）
（加古川市社会福祉協議会ホームページからダウンロードできます。）
- ② 令和7年度 事業報告書・決算書（総会等で承認済みのもの）
（令和7年度助成実績のない団体のみ提出してください。）

※申請書は原本を提出ください。（複写不可）

※訂正する場合、二重線を引き署名してください。（修正テープ不可）

助成金決定

令和9年3月(予定) 決定通知書を送付します。
（助成金の交付は、令和9年7月下旬を予定）

特 記

令和9年度助成金の受配を希望する場合は、必ず、上記要望期間に要望書を提出してください。

※ 裏面へ続きます

対象経費

項目	備考
消耗器具備品費	事業に必要な消耗品及び器具什器の内、固定資産（10万円以上の器具又は備品）に該当しない物品の費用
材料費	行事等に必要な材料費
諸謝金	講師等謝金（交通費を含む）
印刷製本費	諸用紙及び関係資料等の印刷並びに製本の費用
広報費	パンフレット・機関紙・広報誌等、広報に要する費用
研修研究費	事業に関わる研修（研究）のための交通費及び研修（研究）参加費等
通信運搬費	事業に係る電話、電報及びFAXの使用料、インターネット接続料、切手代・葉書代等の通信運搬費
賃借料	機器等のリース・レンタル料、会場使用料等
会議費	会議でのお茶代、講師の賄い等
保険料	損害保険契約に基づく保険料
車両費	事業に要する車両の燃料費、修理費等
修繕費	事業に関わる建物、器具及び備品等の修繕費

※ 団体の運営費（人件費及び施設の管理維持費）、会員及び構成員同士の親睦に対する飲食費は対象外とします。

※ 政治活動・宗教活動・営利活動・その他、本事業の趣旨にそぐわないと判断される活動に関わる経費は対象外とします。

※ 広報費、賃借料（会場使用料を除く）等、業者に事業を委託し実施するものは、見積もりをお願いします。見積もりは、2社以上の相見積もりが必要になります。

※ 保育園、こども園については、保育環境を整えるための施設整備、物品購入は対象になりません。地域住民との交流事業、園庭開放などが助成対象事業となります。

その他 事業完了後に、下記の報告書類の提出が必要です。

- ① 社会福祉活動助成金事業実績報告書
- ② 助成金の使途領収書（コピー可）
- ③ 助成金により購入した物品の写真または、活動記録写真

【問合せ・提出先】

〒675-8577

加古川市加古川町寺家町 177-12（総合福祉会館内）

社会福祉法人 加古川市社会福祉協議会

担当：まちづくり・ボランティア推進係

電話 079（424）4318 / FAX 079（425）4711



この助成事業は、皆様からお寄せいただいた共同募金配分金を活用しています。